

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 7 月 3 1 日

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所
所長 小栗 幸樹

1. 目的

この歩掛参考見積募集要領は、愛知用水事業で予定している次期事業計画(案)を作成する業務の積算の参考とするため、作業歩掛を募集するものです。

なお、この歩掛参考見積募集は、業務等の指名（若しくは競争参加資格）を約束するものではありません。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(令和 2 年 12 月 21 日技契第 455 号)に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において、指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

- (1) 歩掛参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数を記載して提出してください。

なお、歩掛参考見積の様式は、別紙 1 を参考として下さい。

- (2) 提出期間 令和 7 年 8 月 1 日(金)から令和 7 年 8 月 2 0 日(水)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、
午前 9 時から午後 5 時まで。

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所長 宛

【担当】調整課 浅井

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25 番地の 25

TEL 0 5 6 1 - 3 9 - 5 4 6 0 FAX 0 5 6 1 - 3 9 - 5 4 6 4

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又は F A X（社印があること）のいずれかにより提出してください。

4. 参考見積内容

(1) 基本事項

別紙2「見積条件」に示すとおりとします。

(2) 作業項目及び作業内容

別紙2「見積条件」に示すとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定し、本社・支社局・本部及び各事業所において公表している「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の範囲は、基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（2）「作業項目及び作業内容」を実施する為に必要な技術者の人数とします。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度 設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(5) 見積件名

見積の件名は「愛知用水地区事業計画策定等業務（仮称）」としてください。

(6) 見積書の有効期限

見積書の有効期限は令和8年3月31日までとしてください。

5. 歩掛参考見積募集要領に対する質問

この歩掛参考見積募集要領に対する質問がある場合においては、次に基づき、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和7年8月1日（金）から令和7年8月7日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所：3. (3)に同じ。

(3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：質問提出期限の翌日から見積書提出期間終了まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。